

府政原防第 748 号  
令和 6 年 8 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様  
米子市長 伊 木 隆 司 様  
境港市長 伊 達 憲太郎 様

内閣府政策統括官（原子力防災担当）  
松下 整  
（公印省略）

令和 6 年能登半島地震を受けた「島根地域の緊急時対応」の確認について  
（回答）

日頃より、原子力防災体制の充実、強化に御尽力及び御協力を賜り、御礼申し上げます。

令和 6 年 4 月 5 日付け第 202400006245 号、防起第 13 号－ 1 及び発境防第 1012 号で照会のありました標記について、文書にて回答を求められましたので、以下を回答いたします。

#### 記

1 「島根地域の緊急時対応」は、島根地域の実情を踏まえ、道路が寸断した場合の避難経路や家屋が倒壊した場合の防護措置を含め、大規模な自然災害と原子力災害との複合災害を想定した上で取りまとめたものであり、「島根地域原子力防災協議会」で原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認するとともに、総理を議長とした「原子力防災会議」にて了承を得ております。

同緊急時対応では具体的な防護措置として、代替経路を含むあらかじめ設定した複数の避難経路の活用、陸路に加えて海路避難や空路避難の活用、必要な場合には、警察、消防、自衛隊などの実動組織が住民避難の支援を実施すること、UPZ 内において家屋倒壊などにより屋内退避が困難な場合は、近隣の避難所へ避難して、そこで屋内退避をしていただき、さらに、それも困難な状況であれば、30km 圏外の広域にあらかじめ定めている避難先へ速やかに避難を実施することを想定しております。

「島根地域の緊急時対応」が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることについては、今日でも何ら変わるところはなく、現時点で「島根地域の緊急時対応」の改定が必要とは考えておりません。他方で原子力防災の備えに終わりや完璧はなく、緊急時対応についても不断に見直しを

行い、改定すべき事項があれば、適切なタイミングで改定を行う必要があると考えております。

また、避難計画の改定については、各自治体において御判断いただくべきことではありますが、少なくとも、「島根地域の緊急時対応」に盛り込まれている事項については、上記の理由により国として現時点で改定する必要があるとは考えておりません。

- 2 自然災害により屋内退避や避難が困難になるなど不測の事態が生じた場合には、「島根地域の緊急時対応」に記載のとおり、原子力災害対策本部が中心となり、政府を挙げて、全国規模の実動組織により道路啓開を含む必要な支援を実施いたします。

なお、各実動組織には、毎年の原子力総合防災訓練を始め、各自治体における訓練への積極的な参加のほか、定期的な意見交換を行うなど、万一の原子力災害の際に的確に対応できるよう、日頃から連携しているところであり、引き続き取り組んでまいります。

- 3 従来から、原子力防災対策に必要な資機材整備、避難経路の改善、放射線防護対策など関係自治体が行う原子力災害対策に必要な経費について支援しておりますが、引き続き緊急時安全対策交付金や原子力災害対策事業費補助金により、継続的な支援を実施してまいります。